

(仮称) 月越原野風力発電事業

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和7年9月

月越原野風力開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年6月20日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和7年6月20日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1]

- ・北海道新聞 札幌本社版（朝刊）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(1)]

- ・広報くろまつない 7月号（No. 566）P8

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(2)～(4)]

- ・黒松内町ホームページ
- ・北海道ホームページ
- ・関連会社ホームページ

④ その他、チラシ配布によるお知らせ

以下のチラシに「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(5)～(7)]

- ・寿都町タウンメール
- ・黒松内町タウンメール
- ・島牧村戸別配布チラシ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 4か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
(北海道虻田郡俱知安町北1条東2丁目)
- ・寿都町役場
(北海道寿都郡寿都町渡島町140-1)
- ・黒松内町役場 コミュニティ防災センター
(北海道寿都郡黒松内町字黒松内302-1)
- ・島牧村役場
(北海道島牧郡島牧村字泊83-1)

② インターネットの利用

【別紙2(4)】

関連会社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/tsukikoshigenya/>

(4) 縦覧期間

令和7年6月20日（金）から令和7年7月22日（火）までとした。

縦覧時間は土日祝日を除く開庁時、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は1名であった。

（参考）インターネットによる閲覧 545件

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：令和7年7月1日（火）18時00分から19時30分まで

・開催場所：黒松内町役場 コミュニティ防災センター

（北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302-1）

・来場者数：9名

・開催日時：令和7年7月2日（水）18時00分から19時30分まで

・開催場所：島牧村 ふれあい交流センターおあしす

（北海道島牧郡島牧村本目 253-1）

・来場者数：11名

・開催日時：令和7年7月3日（木）18時00分から19時30分まで

・開催場所：寿都町 総合文化センター ウィズコム

（北海道寿都郡寿都町字開進町 187-1）

・来場者数：8名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3~4]

(1) 意見書の提出期間

令和7年6月20日（金）から令和7年8月5日（火）までの間
(郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見の提出は郵送が1件、意見箱への投函が1件の合計2件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は6件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要						事業者の見解																																																																																				
1	自然度の高い天然林の大量伐採の恐れ、水源涵養機能及び土砂流出防備機能の恐れ、生態系搅乱の恐れがあることから事業計画の撤回を求める。						方法書時の対象事業実施区域から300mの範囲については植生調査を実施しましたが、その結果、ダケカンバーササ群落は植生自然度7、ミズナラ-ブナ群落は植生自然度8と判断いたしました。1970年代の空中写真を確認したところ、ミズナラ-ブナ群落が成立している区域は草地に樹林が分布している状況であり、一度人の手が入っていると思われる細い木も多く確認されたことから、二次林と判断いたしました。しかしながら、測量を実施し、ミズナラ-ブナ群落の改変は極力最小限とし、母樹となるブナの大木は極力伐採しない計画としております。なお、本事業は国有林も一部含めて風力発電機の配置を計画しておりますが、森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないよう、森林の改変面積は必要最小限度といたします。																																																																																				
	■自然度の高い天然林																																																																																										
	対象事業実施区域のうち寿都町側は国有林であり、広く植生自然度7, 9, 10の天然林に覆われています。これらの天然林の多くは林齢が100年以上でブナ、ダケカンバが中心です。この自然度の高い天然林のまとめりは、生態系の維持に欠かせないものです。また、土砂流出防備機能、水源涵養機能により下流域を水害や旱魃から守る機能があります。林齢が100年を超える天然林を以下に示します ^{1), 2)} 。																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>林班</th> <th>小班</th> <th>林齢(年)</th> <th>林種</th> <th>樹種</th> <th>機能類型</th> <th>保安林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>305 3</td> <td>る</td> <td>145</td> <td>天然林</td> <td>ブナ、他L</td> <td>水源涵養</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>305 3</td> <td>れ</td> <td>184</td> <td>天然林</td> <td>ブナ、ダケカンバ、ミズナラ</td> <td>水源涵養</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>305 4</td> <td>る</td> <td>184</td> <td>天然林</td> <td>他L、ブナ、ダケカンバ</td> <td>水源涵養</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>305 8</td> <td>ほ</td> <td>175</td> <td>天然林</td> <td>ブナ、他L、イタヤカエデ</td> <td>山地災害防止 (土砂)</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>305 9</td> <td>ろ</td> <td>175</td> <td>天然林</td> <td>ブナ、他L、イタヤカエデ</td> <td>山地災害防止 (土砂)</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>306 0</td> <td>か</td> <td>133</td> <td>天然林</td> <td>他L、ダケカンバ、ブナ</td> <td>山地災害防止 (土砂)</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>306 3</td> <td>ぬ</td> <td>160</td> <td>天然林</td> <td>他L、ブナ、ダケカンバ</td> <td>山地災害防止 (土砂)</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>306 3</td> <td>ち1</td> <td>100</td> <td>天然林</td> <td>ダケカンバ、他L</td> <td>自然維持</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>306 3</td> <td>ち2</td> <td>100</td> <td>天然林</td> <td>ダケカンバ、他L</td> <td>森林空間利用</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>309 1</td> <td>よ</td> <td>100</td> <td>天然林</td> <td>ダケカンバ、他L</td> <td>森林空間利用</td> <td>水源涵養</td> </tr> <tr> <td>309 1</td> <td>ち</td> <td>100</td> <td>天然林</td> <td>ダケカンバ、他L</td> <td>森林空間利用</td> <td>水源涵養</td> </tr> </tbody> </table>	林班	小班	林齢(年)	林種	樹種	機能類型	保安林	305 3	る	145	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養	305 3	れ	184	天然林	ブナ、ダケカンバ、ミズナラ	水源涵養	水源涵養	305 4	る	184	天然林	他L、ブナ、ダケカンバ	水源涵養	水源涵養	305 8	ほ	175	天然林	ブナ、他L、イタヤカエデ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養	305 9	ろ	175	天然林	ブナ、他L、イタヤカエデ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養	306 0	か	133	天然林	他L、ダケカンバ、ブナ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養	306 3	ぬ	160	天然林	他L、ブナ、ダケカンバ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養	306 3	ち1	100	天然林	ダケカンバ、他L	自然維持	水源涵養	306 3	ち2	100	天然林	ダケカンバ、他L	森林空間利用	水源涵養	309 1	よ	100	天然林	ダケカンバ、他L	森林空間利用	水源涵養	309 1	ち	100	天然林	ダケカンバ、他L	森林空間利用	水源涵養						
林班	小班	林齢(年)	林種	樹種	機能類型	保安林																																																																																					
305 3	る	145	天然林	ブナ、他L	水源涵養	水源涵養																																																																																					
305 3	れ	184	天然林	ブナ、ダケカンバ、ミズナラ	水源涵養	水源涵養																																																																																					
305 4	る	184	天然林	他L、ブナ、ダケカンバ	水源涵養	水源涵養																																																																																					
305 8	ほ	175	天然林	ブナ、他L、イタヤカエデ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養																																																																																					
305 9	ろ	175	天然林	ブナ、他L、イタヤカエデ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養																																																																																					
306 0	か	133	天然林	他L、ダケカンバ、ブナ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養																																																																																					
306 3	ぬ	160	天然林	他L、ブナ、ダケカンバ	山地災害防止 (土砂)	水源涵養																																																																																					
306 3	ち1	100	天然林	ダケカンバ、他L	自然維持	水源涵養																																																																																					
306 3	ち2	100	天然林	ダケカンバ、他L	森林空間利用	水源涵養																																																																																					
309 1	よ	100	天然林	ダケカンバ、他L	森林空間利用	水源涵養																																																																																					
309 1	ち	100	天然林	ダケカンバ、他L	森林空間利用	水源涵養																																																																																					
	本事業では、風車ヤードや道路を造成するために風害防備や土砂流出防備上重要な場所の木が大量に伐採されることになります。上の表の林分は、人工林を風害や土砂災害から守るために、また土砂流出防備機能、水源涵養機能により下流域を水害や旱魃から守るために伐らずに意図して残されてきたものです。近年激甚化する豪雨災害を考えれば、「流域治水」の要として期待される林分です。また、そこに生息・生																																																																																										

	<p>育する野生動植物の種や遺伝子を守るうえでも重要であり、「生物多様性保全」の最後の砦とも言うべき林分です。壮齢期にあるこれらの天然林は、決して伐採せず母樹として残されるべきものです。</p> <p>1) 国土数値情報国有林野 https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html</p> <p>2) 第6次国有林野施業実施計画図 黒松内・寿都 https://www.ryna.maff.go.jp/hokkaido/keikaku/other/attach/pdf/siribesi_kihonzu-304.pdf</p>	
2	<p>■国有林の山地災害危険地区</p> <p>図3.2-19及び図3.2-21に示された山地災害危険地区は民有林のものであり、国有林のものが示されていません。図3.2-19の参照先として「北海道（国有林）の山地災害危険地区」（北海道森林管理局HP）を挙げていますが、同HPによれば、小川の上流域は山地災害危険地区です³⁾。訂正してください。小川は水道水の取水場所として重要です[図3.2-5]。土砂の流入がないようにしてください。</p> <p>3) 「北海道（国有林）の山地災害危険地区」（北海道森林管理局HP）</p> <p>Shapeデータ 崩壊土砂流出危険地区（面） https://www.ryna.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/attach/other/index-2.zip</p> <p>Shapeデータ 崩壊土砂流出危険地区（線） https://www.ryna.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/attach/other/index-3.zip</p>	<p>図3.2-19及び図3.2-21において国有林内の山地災害危険地区を示しておりませんでした。評価書においては、訂正し記載いたします。</p> <p>水道水の取水地点が設置されている小川について土砂が流入しないよう、沈砂池及び土砂流出防止柵による対策を講じます。また、濁水が河川に流入しないよう、周辺河川と沈砂池の設置位置との離隔を極力離すように留意いたしました。その結果、準備書での水質の予測結果のとおり、小川をはじめとする周辺の河川には濁水は到達しないと予測しております。濁水対策については引き続き、関係機関とも協議の上、対策を検討してまいります。</p>
3	<p>■風車後流(wake)</p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farmで撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています⁴⁾。また、風車後流のコンピュータシミュレーションはYouTubeでwind turbine wakeで検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に10D、横方向に3Dが望ましいとされています(D:ローター直径)[例えば5)]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずです。この方面的研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は117mです[表2.2-10]。従って風車から1.5kmの範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相</p>	<p>風力発電機の風下方向に生じる風の乱れに関する知見について、ご教授いただいた文献に加えて「風力発電導入のガイドブック」(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、2008年)によると、風力発電機の風下方向に10D(D:ローター直径)の範囲において、上空では風況の乱れが生じる可能性が示されており、「風力発電による局地風「清川ダッシュ」への影響」(菊池立、他、2013年)によると、風力発電機の風下側の風速が小さくなる実例が示されていることを確認いたしました。これらの知見より、風力発電機の風下方向について約1.17km、風向と直角方向に約350mの範囲で風の乱れや風速の低下が生じる可能性がありますが、風力発電機と住宅の離隔距離2km以上離れているため、人への影響は極めて小さいと考えております。なお、ご指摘のとおり、動物相への影響の知見はありませんが、コウモリ類についてはブレードが回転していることにより気圧が変化し肺が破裂するパロトラウマという事象が起きることが知られています。発生条件等の詳細はわかっておりません。コウモリ類については、風力発電機稼働後に影響を最も受けやすい鳥類と同様に事後調査を実施し、著しい影響がみられた場合には専門家への意見聴取を実施し、効果的な環境保全措置を検討することとしています。</p>

	<p>に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を搅乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>4) "Wind Farm Wake:The Horns Rev Photo Case" , Charlotte Bay Hasager, LeifRasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</p> <p>5) 「港湾における風力発電について－港湾の管理運営との共生のためのマニュアル－ver.1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</p>	
4	<p>■ヒグマ</p> <p>対象事業実施区域はヒグマのすみかです。風車後流や騒音に対するヒグマへの影響が懸念されます。海外では哺乳類の風車に対する忌避が報告されています⁶⁾。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょうか。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないということです。もし、ヒグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を搅乱しているといえます。</p> <p>ヒグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。</p> <p>ヒグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についての知見が十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。</p> <p>6) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題（平成 31 年 3 月）」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11663694/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000628.pdf</p>	<p>環境影響評価準備書は、重要な種や重要な生息地・生育地を対象に影響評価を行っており、ヒグマ等の野生動物が住民に危害を及ぼす影響については扱っておりませんが、野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らす事業計画とすることで野生動物の生息環境に配慮しております。</p> <p>風力発電機の有無にかかわらず、道内全域においてヒグマの人里や市街地への出没が多くなっていると理解しております。「北海道ヒグマ保護管理検討会」の資料によると、道内全域においてヒグマの生息数が増加傾向であること、近年、人に対する警戒心の薄い個体も出現していること等が考えられており、引き続き情報収集の上、風力発電機によるヒグマへの影響の知見を確認した場合は、予測及び評価の手法への反映や環境保全措置を検討いたします。なお、動物調査においてはヒグマの記録も行っており、準備書 p8. 1. 4-17(511) ~8. 1. 4-18(512)に掲載しております。</p>
5	<p>■他事業との累積的効果</p> <p>本事業は周囲の他事業との累積的効果が非常に大きいと考えます [図 2.2-19]。特に、新島牧ウインドファーム、(仮称) 島牧ウインドファーム事業と本事業とは一体として評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>対象事業実施区域の他事業として、「新島牧ウインドファーム」が稼働中であり、対象事業実施区域及びその周囲においてご指摘の「(仮称) 島牧ウインドファーム事業」が本事業よりも先行して計画されております。これらの他事業について、累積的な影響の予測に関する情報を入手したことから、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音、風車の影、鳥類について累積的な影響の検討を行いその結果を準備書に記載いたしました。また、景観については「(仮称) 島牧ウインドファーム事業」との累積的影響の検討を行いました。</p>

(意見書 2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
6	ヒグマの生息地・移動圏域が影響を受けるため、黒松内市街地周辺に退避出没することが心配である。	<p>環境影響評価準備書は、重要な種や重要な生息地・生育地を対象に影響評価を行っており、ヒグマ等の野生動物が住民に危害を及ぼす影響については扱っておりませんが、野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らす事業計画とすることで野生動物の生息環境に配慮しております。</p> <p>風力発電機の有無にかかわらず、道内全域においてヒグマの人里や市街地への出没が多くなっていると理解しております。「北海道ヒグマ保護管理検討会」の資料によると、道内全域においてヒグマの生息数が増加傾向であること、近年、人に対する警戒心の薄い個体も出現していること等が考えられており、引き続き情報収集の上、風力発電機によるヒグマへの影響の知見を確認した場合は、予測及び評価の手法への反映や環境保全措置を検討いたします。なお、動物調査においてはヒグマの記録も行っており、準備書 p8. 1. 4-17(511) ~8. 1. 4-18(512)に掲載しております。</p>

日刊新聞に掲載した公告

北海道新聞 札幌本社版

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)月越原野風力発電事業
環境影響評価準備書」を概要し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地
二、事業の名称
種類

月越原野風力開発株式会社
代表取締役 松本 智

東京都千代田区霞が関三丁目一番五号
(仮称)月越原野風力発電事業

風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:約四万六千二百キロワット
(基数:十一基)

三、対象事業実施区域
北海道寿都郡寿都町、黒松内町及び島牧郡島牧村
四、環境影響を受ける範囲
北海道寿都郡寿都町、黒松内町及び島牧郡島牧村
北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課、
防災センター、島牧村役場

寿都町役場、黒松内町役場 ミュニティ
令和七年六月一~十一日(金)から
令和七年七月二十一日(火)まで

電子縦覧
期間

六、意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和七年八月五日(火)までに縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

黒松内町役場 コミュニティ防災センター

(北海道寿都郡黒松内町字黒松内三〇一-一)

令和七年七月一日(火)十八時から

二、島牧村 ふれあい交流センターおあしす

(北海道島牧郡島牧村本町一五二-一)

令和七年七月一日(水)十八時から

三、寿都町 総合文化センター・ウイズコム

(北海道寿都郡寿都町字開進町一八七-二)

令和七年七月三日(木)十八時から

八、問い合わせ先
月越原野風力開発株式会社
〒106-0060 東京都千代田区霞が関三丁目一番五号
電話番号:03(3519)7481
土曜日を除く、毎日午後1時半から午後5時半まで(担当 長谷川)

地方公共団体の広報及びインターネットによるお知らせ

黒松内町広報掲載内容

広報くろまつない 7月号

資格確認書(旧保険証)の更新について

令和6年12月1日までに発行された
国民健康保険及び後期高齢者医療被保
険者証の有効期限は、令和7年7月31
日に満了となります。

・国民健康保険に加入している方

被保険者証の有効期限が切れたあ
とは、「マイナ保険証」か「資格確
認書」で医療機関・薬局にて受付を
してください。

・マイナ保険証をお持ちの方

そのまま医療機関等で御利用くだ
さい。

▼マイナ保険証をお持ちでない方

7月下旬に新しい資格確認書を送
付します。
■マイナ保険証を持っているが、利
用が困難な方
町住民課に申請することで、資格
確認書の交付を受けることができます。

・後期高齢者医療制度に加入している
方

後期高齢者医療制度に加入してい
る方には、マイナ保険証の有無に関
わらず、申請なしで、令和8年7月
31日まで使用できる「資格確認書」
を送付します。
新しい資格確認書は7月下旬に送
付しますので、8月1日から使用し
てください。

でも、「資格確認書」を提示すること
でこれまでの保険証と同様に医療を
受けられます。

従来の健康保険証は新たに発行さ
れなくなり、マイナ保険証を基本と
する仕組みに移行しています。マイナ
保険証を利用すると、申請なしで高
額療養費制度の限度額を超える支払
いが免除されるなど様々なメリットが
ありますので、是非御利用ください。

マイナ保険証の利用登録をまだし
てない方は、次の2つの準備をお
願いします。

- ①マイナンバーカードを取得
- ②健康保険証として登録

■お問い合わせ先
町住民課(担当 黒瀧・湯朝)
TEL 72-3312
■お問い合わせ先
町住民課(担当 黒瀧・湯朝)
TEL 72-3312

「仮称」月越原野風力発電事業環境
影響評価準備書の概要と説明会

月越原野風力開発株式会社が計画す
る「(仮称)月越原野風力発電事業」
について、「環境影響評価準備書」の
説明会を次のとおり開催いたします。
また、今月より継続を行っていますの
で、お知らせします。

■説明会について
●日時
令和7年7月1日(火) 18時
●場所
町コミュニティ防災センター
●概要について
●公表場所
町コミュニティ防災センター
●継続期間
令和7年6月20日(金)～
(土日祝を除く開庁時)
●意見書受付期間
継続期間中
令和7年8月5日(火)

はしづこ同盟 からのお知らせ

はしづこ同盟では令和7年6月1日
に、(日)に豊浦町の豊浦海岸公園で開催
された「第51回」とようらいちご祭内ま
つり」において、はしづこ同盟各町の
取り組みを積極的にPRしました。
イベントブースでは黒松内町、長万
部町の職員、観光協会が出店し、両町
の特産品販売を行いました。

特に黒松内町の道の駅でもおなじみ
の手作りパンや長万部町のエントリッチ
ミニトマトは大変人気がありました。
また、豊浦町はふるさと納税返礼品を
景品としたガラポン抽選会を行い、こ
ちらも大盛況となりました。

今後も「はしづこ同盟」を一人でも
多くの方に知りていただくために、3
町連携して情報や魅力を発信していき
ます。



黒松内町ホームページ掲載内容



トップページ
暮らしの情報
町の基本情報
観光情報
移住情報

黒松内町からのお知らせ

« 6月16日ハローワーク求人情報 | TOP

2025年06月20日

(仮称)月越原野風力発電事業における環境影響評価準備書の縦覧について

月越原野風力開発株式会社が計画する「(仮称)月越原野風力発電事業」について、「環境影響評価準備書」の縦覧を行ないますので、お知らせします。

▼縦覧について
 ○縦覧場所：黒松内町役場 コミュニティ防災センター（黒松内町字黒松内302-1）
 ○縦覧期間：令和7年6月20日（金）～令和7年7月22日（火）（土日祝を除く開庁時）
 ○意見書受付期間：縦覧期間中～令和7年8月5日（火）
 住所、氏名、ご意見を記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函もしくは郵送（8月5日までの消印有効）でご提出ください。
 ○HP（電子縦覧先）：<https://data.ind.co.jp/info/tsukikoshienya/>

▼お問い合わせ先
 ○住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5
 霞が関ビルディング15階（日本風力開発内）
 ○担当：長谷川
 （土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで）
 ○電話：03-3519-7481

posted by 黒松内町 at 09:02 | [\[市政情報公表 \(計画案定・評価陳述書告白・公募等\)\]](#)



黒松内町
KUROMATSUNAI TOWN

〒048-0192
北海道宗谷郡黒松内町字黒松内302番地1
Tel 0136-72-3311 (代表)
Fax 0136-72-3316
E-mail
bunai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp



ふるさと
納税
お問い合わせ窓口
電話番号
0136-72-3376
受付時間
9:00～17:00 (土日祝除)

Powered by
さくらのブログ

<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・印鑑登録・所得証明等 ・戸籍（出生・死亡・婚姻届など） ・住民登録（転入・転出届など） ・印鑑登録 ・所持証明及び駐自動車納税証明等の部屋請求 ・固定資産に関する証明の部屋申請 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅 ・町営住宅 ・住宅リフォーム相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> 福祉・健康 ・障がい者福祉 ・児童福祉 ・福祉バス時刻表 ・大人の健康 	<ul style="list-style-type: none"> 防災 ・ハザードマップ
<ul style="list-style-type: none"> 税金・賦課 ・贈与 ・選挙について 	<ul style="list-style-type: none"> 選舉 ・選挙について
<ul style="list-style-type: none"> 教育機関 ・くろまつない ブナの森診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 農業 ・畠地の売買等について
<ul style="list-style-type: none"> ごみ・税金 ・ごみ・税金 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 ・黒松内町教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・町からのお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> 町からのお知らせ
<ul style="list-style-type: none"> ・扶養課 ・企画環境課 ・住民課 ・保健福祉課 ・産業課 ・建設水道課 ・教育委員会 ・農業委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養課 ・企画環境課 ・住民課 ・保健福祉課 ・産業課 ・建設水道課 ・教育委員会 ・農業委員会

Copyright © 2017 KUROMATSUNAI TOWN All Rights Reserved.

北海道ホームページ掲載内容 (1/2)

読み上げる Foreign Language

 北海道

北海道トップ カテゴリから探す 組織から探す 防災情報

Google 検索

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価図書総覧等情報

環境影響評価図書総覧等情報

概ね過去2年間以内に公告された公開中の図書に関する概要情報を掲載しています。
事業名をクリックすると事業者の電子総覧ウェブサイトをご覧いただけます。

区分
法：環境影響評価法に基づく手続き
条：北海道環境影響評価条例に基づく手続き

総覧期間	区分	事業名	手続段階	関係市町村	事業者
R7/6/20~7/22	法	(仮称) 月越原 野風力発電事業	準備書	島牧村、寿都町、黒松内町	月越原野風力開発株式会社
R7/5/30 ~6/30	法	(仮称) 舌前根 風力発電事業	配慮書	舌前町、羽幌町、初山別村	HSE株式会社
R7/4/23~5/28	法	伊達風力発電事業 拡張計画	事後調査報告書	伊達市、室蘭市	(株)ユーラス エナジーホールディングス 関西電力(株)
R7/1/15~2/14	法	(仮称) 北海道 島牧洋上風力発電事業	配慮書	島牧村、寿都町、せたな町、黒松内町	RWE Renewables Japan(合)
R6/12/24~R7/1/31	法	(仮称) 宮越 湯ノ岱風力発電事業	配慮書	上ノ国町	中部電力(株)、北海道電力(株)、カナデビア(株) 関西電力(株)
R6/11/25~12/24	法	(仮称) 北海道 嬉山地方洋上風力発電事業	配慮書	島牧村、せたな町、今金町、八雲町、乙部町、江差町、厚沢部町、上ノ国町、松前町、奥尻町	RWE Renewables Japan(合)
R6/10/22~11/21	法	枝幸エンドウ アーム(仮称) 方法書		枝幸町	九電みらいエナジー(株) Daigasガスアンドパワーソリューション(株)
R6/8/8~9/9	法	(仮称) 苫東原 真風力発電事業	準備書	厚真町、苫小牧市、むかわ町	

カテゴリー
> 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー
注目情報
入札情報等
入札
バブコメ
公募
トピックス
関連機関
関連リンク
政策一覧
行政情報
環境政策
環境教育
協働・普及啓発
環境影響評価
特定の開発行為
水道・飲用井戸

PAGE TOP

北海道庁メディアオーナルサイト 道庁のSNSや動画サイトが
ミササル。 大集結!
Click Here! www.misasai-hokkaido.jp

北海道ホームページ掲載内容 (2/2)

R6/8/1~9/ 9	法 (仮称) 北海道 松前沖洋上風力 発電事業 登電事業 登電事業	配慮書 松前町、上ノ国町	関西電力(株)
R6/7/2~8/ 2	法 (仮称) 島牧部 島牧沖洋上風力 発電事業 登電事業	配慮書 島牧村、寿都町、せたな 町	(株)ユーラス エナジーホー ルディングス
R6/6/11~ 7/10	法 稚内タツナラシ 山ウインドファ ーム (仮称) 浜頓別ウインド	方法書 稚内市	王子グリーン リソース (株)
R6/3/8~4/8	条 アーム (仮 称) 設置計画 (仮称) 石狩市 浜益沖浮体式洋 上風力発電実証 事業	配慮書 浜頓別町、枝幸町	九電みらいエ ナジー (株)
R5/11/28~ 12/27	条 (仮称) HQK A7太陽光発電 事業	配慮書 石狩市、増毛町	(株)JERA
R5/11/27~ 12/26	法 (仮称) 古平・ 余市ウインドファ ーム事業 稚内タツナラシ 山ウインドファ ーム (仮称)	方法書 古平町、余市町、仁木町	関西電力 (株)
R5/11/16~ 12/15	法 王子グリーン リソース (株)	稚内市	

*事業者の電子総覧ウェブサイトはリンク切れの可能性がございます。

カテゴリ [環境影響評価](#)

環境保全局環境政策課のカテゴリ

このページに関するお問い合わせ

環境保全局環境政策課 環境影響審査係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL: 011-204-5981

FAX: 011-232-1301

[お問い合わせフォーム](#)

最終更新日：2025年6月23日（月曜日）



[お問い合わせ・相談窓口](#)

[庁舎のご案内](#)

[サイトポリシー](#)

[個人情報の取扱いについて](#)

[サイトマップ](#)

[北海道のオープンデータの取組](#)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 (総合案内)

一般的な営業時間：8時45分から17時30分 (土日祝日および12月29日～1月3日はお休み)

法人番号：7000020010006



© 2021 HOKKAIDO GOVERNMENT

関連会社ホームページ掲載内容 (1/2)



「(仮称)月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表について

2025年6月20日
月越原野風力開発株式会社

環境影響評価法第14条第1項の規定に基づき、(仮称)月越原野風力発電事業環境影響評価準備書（以下「準備書」という）並びに同準備書の要約書（以下「要約書」という）を作成しましたので、同法第16条の規定に基づき公表します。

要約書の記載に一部誤りがありましたので（P46）、正誤表を掲載いたします。
また、各観覧先にも同様の正誤表を掲載いたします。

[正誤表（要約書）](#)

概要について

※ 観覧期間 2025年6月20日（金）から2025年7月22日（火）
開催時（土日・祝日を除く）

※ 観覧場所
 - 北海道恵庭総合振興局保健環境部環境生活課
 - 森都町役場
 - 鳥取内町役場 コミュニティ防災センター
 - 鳥取村役場

住民説明会について

1. 日時：2025年7月1日（火）18時から
会場：鳥取内町役場 コミュニティ防災センター（北海道恵庭郡鳥取内町字麻松内302-1）
2. 日時：2025年7月2日（水）18時から
会場：鳥取村ふれあい交流センターおあいす（北海道鳥取郡鳥取村鳥取本目253-1）
3. 日時：2025年7月3日（木）18時から
会場：森都町総合文化センター「ワズコム」（北海道恵庭郡森都町幸開道町187-1）

※ 住民説明会参加の際は、受付において手帳の消印・名簿への記入（住所／氏名／連絡先（電話番号））にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。
なお、マスクの着用は個人の判断にゆだねておりますが、感染防止のため着用を推奨しております。

意見書の提出について

※ 意見書提出方法
観覧場所に設置の意見箱へ投函していただくか、下記問い合わせ先へご連絡ください

※ 意見募集期間
2025年6月20日（金）から2025年8月5日（火）

※ 意見書様式
[ご意見用紙のダウンロードはこちら](#)

関連会社ホームページ掲載内容（2/2）

準備書の内容

- 表紙と目次
- 第1章 事業者の会社、式会員の名前及びまた支店等の所在地
- 第2章 会社概況及び会社の歴史
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
 - 3.1 自然的状況
 - 3.2 社会的状況
- 第4章 会社者についての三段階別基準の見解
- 第5章 会社者に対する監査結果報告書
- 第6章 環境影響評価の結果についての報告書
- 第7章 環境影響評価の提出書類の削除、返却及び保管方法についての内規
- 第8章 提出書類の提出場所
- 第9章 環境影響評価を実施した事業者の立派な実績の公表
- 廃止
- 委託者（契約書）
- 正反対・差し戻し（契約書）
- 二重提出権利を含む二重提出のための規定

お問い合わせ先

担当 月越原野風力開発株式会社（担当：長谷川）
住所 〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング15階（日本風力開発（株）内）
電話 03-3519-7481
営業時間 平日9時30分～17時30分（土・日・祝日を除く）

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 準備書の著作権は事業者が所有しています。
- 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご留意ください。

寿都町タウンメール掲載内容 (1/2)

和7年6月

寿都町内にお住いの皆様へ**「(仮称) 月越原野風力発電事業における環境影響評価準備書」****の縦覧及び住民説明会の御案内**

拝啓 時下益々のご清祥のことと存じ上げます。

さて、この度、月越原野風力開発株式会社が計画中の「(仮称) 月越原野風力発電事業」につきまして、「環境影響評価準備書」を下記の日程にて縦覧し、住民説明会を実施いたします。

お忙しいこととは存じますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 準備書の縦覧

- 縦覧場所：寿都町役場
- 縦覧期間：令和7年6月20日(金)～令和7年7月22日(火)まで
※役場の開庁時に閲覧可能
- 意見書の提出：
環境影響評価準備書について、ご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函いただくな、令和7年8月5日(火)までに下記「3.問い合わせ先」へご郵送ください。（当日消印有効）

2. 住民説明会について

- 開催日時：令和7年7月3日(木) 18時00分～
- 開催場所：寿都町 総合文化センターウィズコム（裏面参照）

3. お問い合わせ先

- 住所：〒100-6015
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階（日本風力開発㈱内）
- 担当：長谷川（土・日・祝日を除く、9時30分～17時30分まで）
- 電話：03（3519）7481

以上

寿都町タウンメール掲載内容 (2/2)

(別紙)

【会場位置図】

寿都町 総合文化センター ウィズコム (寿都郡寿都町字開進町 187番1)



黒松内町タウンメール掲載内容 (1/2)

令和7年6月

黒松内町内にお住いの皆様へ

「(仮称) 月越原野風力発電事業における環境影響評価準備書」

の縦覧及び住民説明会の御案内

拝啓 時下益々のご清祥のことと存じ上げます。

さて、この度、月越原野風力開発株式会社が計画中の「(仮称) 月越原野風力発電事業」につきまして、「環境影響評価準備書」を下記の日程にて縦覧し、住民説明会を実施いたします。

お忙しいことは存じますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

4. 準備書の縦覧

- 縦覧場所：黒松内町役場 コミュニティ防災センター
- 縦覧期間：令和7年6月20日(金)～令和7年7月22日(火)まで
※役場の開庁時に閲覧可能
- 意見書の提出：
環境影響評価準備書について、ご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函いただかずか、令和7年8月5日(火)までに下記「3.問い合わせ先」へご郵送ください。（当日消印有効）

5. 住民説明会について

- 開催日時：令和7年7月1日(火) 18時00分～
- 開催場所：黒松内町役場 コミュニティ防災センター（裏面参照）

6. お問い合わせ先

- 住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階（日本風力開発㈱内）
- 担当：長谷川（土・日・祝日を除く、9時30分～17時30分まで）
- 電話：03(3519)7481

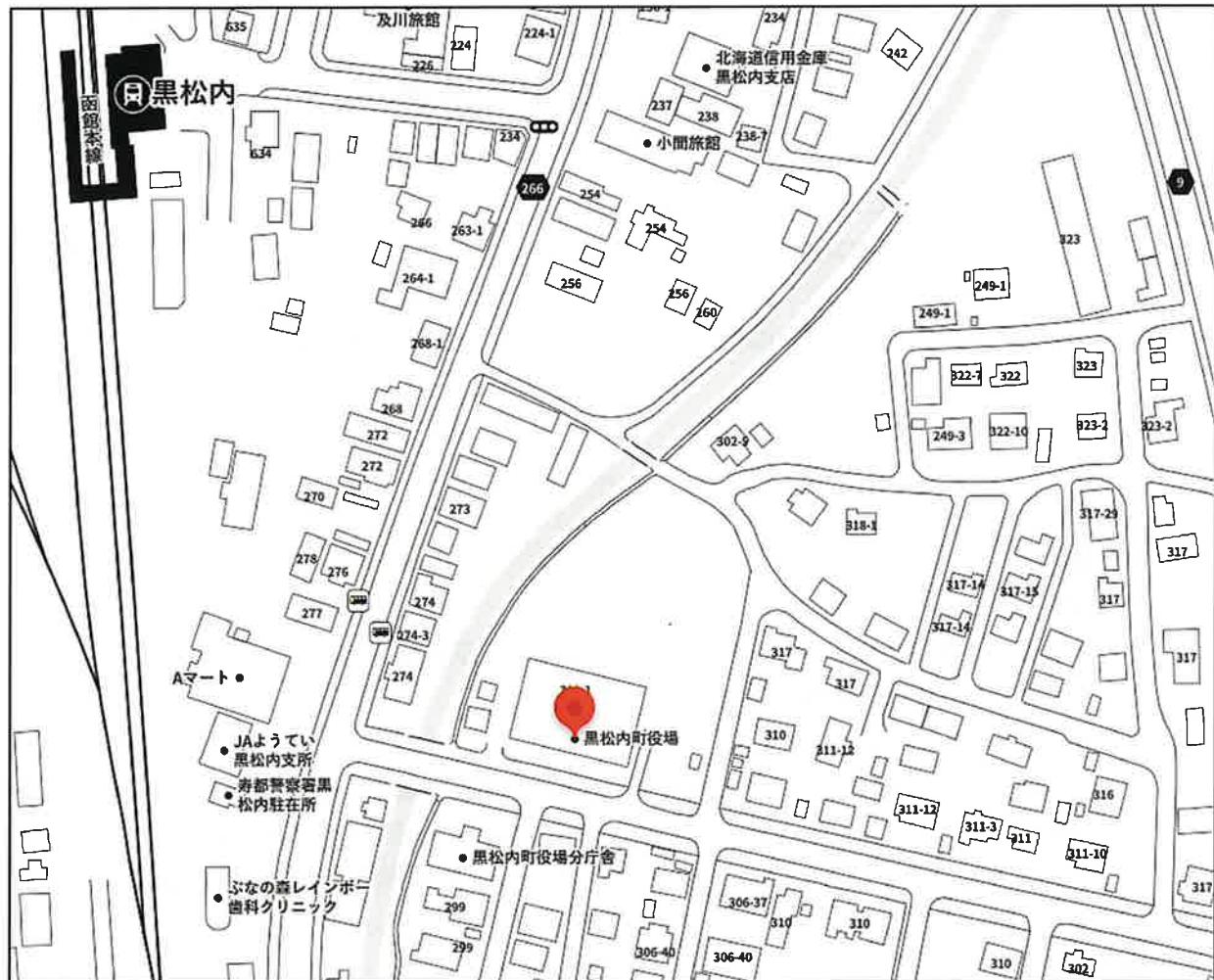
以上

黒松内町タウンメール掲載内容 (2/2)

(別紙)

【会場位置図】

黒松内町役場 コミュニティ防災センター（寿都郡黒松内町字黒松内 302 番 1）



島牧村戸別配布チラシ掲載内容 (1/2)

令和7年6月

島牧村内にお住いの皆様へ

「(仮称) 月越原野風力発電事業における環境影響評価準備書」

の縦覧及び住民説明会の御案内

拝啓 時下益々のご清祥のことと存じ上げます。

さて、この度、月越原野風力開発株式会社が計画中の「(仮称) 月越原野風力発電事業」につきまして、「環境影響評価準備書」を下記の日程にて縦覧し、住民説明会を実施いたします。

お忙しいことは存じますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

7. 準備書の縦覧

- 縦覧場所：島牧村役場
- 縦覧期間：令和7年6月20日(金)～令和7年7月22日(火)まで
※役場の開庁時に閲覧可能
- 意見書の提出：
環境影響評価準備書について、ご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函いただくか、令和7年8月5日(火)までに下記「お問い合わせ先」へご郵送ください。（当日消印有効）

8. 住民説明会について

- 開催日時：令和7年7月2日(水) 18時00分～
- 開催場所：島牧村ふれあい交流センターおあしす（裏面参照）

9. お問い合わせ先

- 住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階（日本風力開発株内）
- 担当：長谷川（土・日・祝日を除く、9時30分～17時30分まで）
- 電話：03(3519)7481

以上

島牧村戸別配布チラシ掲載内容（2/2）

（別紙）

【会場位置図】

島牧村ふれあい交流センターおあしす（島牧郡島牧村字本目 253 番 1）



お 知 ら せ

「(仮称) 月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

令和7年6月20日(金)から令和7年7月22日(火)まで
(土・日・祝日を除く開庁時)

2. 縦覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) 月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。

受付期間：令和7年6月20日(金)から令和7年8月5日(火)まで
(郵送の場合は令和7年8月5日(火)消印有効)

郵送の場合

宛先：〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビルディング 15階(日本風力開発(株)内)
月越原野風力開発株式会社 長谷川 宛

○記載事項

- ①住所・氏名 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
- ②準備書について、環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含めて記載してください)

4. お問い合わせ先

月越原野風力開発株式会社

担当者名：長谷川

電話番号：03 (3519) 7481

(土・日・祝日を除く、午前9時30分から午後5時30分まで)

※準備書及び要約書は、以下のホームページでも公表しています。

<https://data.jwd.co.jp/info/tsukikoshigenya/>

※縦覧に際しては、準備書への記入禁止並びにコピー及び写真撮影は不可です。

「(仮称)月越原野風力発電事業 環境影響評価準備書」

閲覧及びご意見用紙

二 住所

二氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

